平成24年度　事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市

瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目　　次

１　会 議 等
（１）会議等開催状況 …… 1
（２）会議等内容 …… 2

２　部会および分科会の活動等 …… 9

３　要望行動
（１）青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望 …… 11

４　共同事業
（１）西多摩地域広域行政圏体育大会…… 25
（２）西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業…… 33
（３）西多摩地域入込観光客数調査…… 36
（４）西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業 …… 37

５　西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用 …… 39

６　後援名義の使用承認 …… 40

７　平成２４年度歳入歳出決算…… 43
（１）総括表 …… 43
（２）歳入歳出決算事項別明細書
一般会計 …… 44
西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計 …… 46
西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計 …… 47
西多摩地域入込観光客数調査特別会計 …… 48

８　実施計画事業に対する財源確保状況
（１）東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業
ア　共同事業 …… 49
イ　個別事業 …… 49

付　属　資　料 …… 50

○ 協議会規約 ○ 審議会規程 ○ 副市町村長会規程 ○ 幹事会規程 ○ 分野別検討部会規程
○ 開発部会設置要領 ○ 生活部会設置要領 ○ 産業部会設置要領 ○ 教育文化部会設置要領
○ 環境部会設置要領 ○ 協議会委員名簿 ○ 審議会委員名簿 ○ 副市町村長会委員名簿
○ 幹事・事務局員名簿

１　会議等

（１）　会議等開催状況

	会　　議　　名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	5
5	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	5
6	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会、分科会）	2
7	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会、分科会）	1
8	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・担当者会）	4
9	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会）	6
10	西多摩地域広域行政圏協議会環境部会（部会・分科会）	2
11	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会等	7

（２）会議等内容

年 月 日	会　議　名	会　議　内　容
24.4.19	生活部会 第１回　保健医療分科会	（議題） 「西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討報告書（平成２３年度）」における今後の検討事項の進め方について （報告事項） 分野別部会事業活動報告書の提出について
4.24	教育文化部会 第１回　国体分科会	（議題） １　提案事業の検討について （事前調査集計表に基づく各市町村の意見聴取等） ２　採択事業の決定について ３　採択事業の担当について ４　今後のスケジュールについて
4.27	開発部会 第１回 公共交通問題分科会	（議題） １　平成２４年度 青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の改善点について（案） ２　平成２４年度 青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望の提出について
4.27	第 167 回　幹事会 第 192 回　事務局会議	（議題） １　平成２４年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程（案）について ２　広域行政圏計画の検討課題について （報告事項） １　平成２４年度共同事業について ２　消費生活相談広域連携の実施状況について
5.15	第１回　産業部会	（議題） 広域行政圏施策の執行等に係る検討・調整について ・　分科会の設置、構成及び運営について （報告事項） 分野別部会事業活動報告書の提出について

年 月 日	会　議　名	会　議　内　容
5.30	体育大会第１回準備委員会	（議題） 第２２回 西多摩地域広域行政圏体育大会 （１）申し送り事項の確認 （２）大会開催要項の確認 （３）大会委員会会則の確認 （４）大会実行委員会会則の確認 （５）体育大会組織（案） （６）大会実施要項（案） （７）総合開会式兼前夜祭実施要項（案） （８）閉会式実施要項（案） （９）予算（案） （10）今後の日程 （11）その他
6.13	教育文化部会 第１回　体育大会分科会	（議題） 1　体育大会分科会の開催趣旨と検討範囲について 2　今後の進め方について 3　今後の体育大会の基本的な考え方について
6.21	開発部会 第２回　公共交通問題分科会	（議題） 1　平成２４年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 2　鉄道事業者に対する要望事項と回答の公表について （報告事項） 今後の日程について
6.27	第 168 回　幹事会 第 193 回　事務局会議	（議題） 1　今後の体育大会の基本的な考え方（案）について 2　平成２３年度西多摩地域広域行政圏協議会決算（案）について 3　平成２４年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書（案）について 4　幹事会所管の広域連携課題について （報告事項） 保健医療分科会の活動状況について

年 月 日	会　議　名	会　議　内　容
7.2	体育大会第１回大会委員会	（報告事項） 引継事項について （議題） 第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会 （１）大会委員会名簿 （２）大会実施要項（案） （３）日程表、競技種目別開催会場（案） （４）総合開会式兼前夜祭実施要項・要領（案） （５）総合閉会式実施要項・要領（案） （６）大会予算（案） （７）大会開催要項 （８）大会委員会会則 （９）大会実行委員会会則 （10）大会組織図
7.2	産業部会 第１回　森林整備作業部会	（議題） 今後の作業部会の進め方について
7.4	第 73 回　副市町村長会	（議題） 1　職務代理の選任について 2　今後の体育大会の基本的な考え方（案）について 3　平成２３年度西多摩地域広域行政圏協議会決算（案）について 4　平成２４年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書（案）について （報告事項） 1　平成２４年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 2　保健医療分科会の活動状況について
7.11	第 80 回　協議会	（報告事項） 1　職務代理の選任について 2　今後の体育大会の基本的な考え方（案）について 3　平成２３年度西多摩地域広域行政圏協議会決算（案）について 4　平成２４年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書（案）について （報告事項） 1　平成２４年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 2　保健医療分科会の活動状況について

年 月 日	会　議　名	会　議　内　容
7.18	教育文化部会 第１回　図書館分科会	（議題） １　平成２４年度しおりの作成について ２　平成２３年度しおり不足時の対応について ３　平成２５年度実施予定事業について ４　今後の図書館分科会における広域連携課題について ５　分野別部会事業活動報告書の提出について
7.23	審議会	（議題） 審議会会長および副会長の選任について （報告事項） １　平成２３年度西多摩地域広域行政圏協議会歳入歳出決算について ２　平成２４年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について ３　今後の体育大会の基本的な考え方について
7.26	体育大会第１回実行委員会	（議題） 第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会の内容について （１）大会開催要項 （２）大会委員会会則・大会委員会名簿 （３）実行委員会会則・実行委員会名簿・総務部会名簿・競技部会名簿 （４）大会組織図 （５）大会実施要項 （６）競技種目及び会場 （７）総合開会式兼前夜祭実施要項 （８）総合閉会式実施要項 （９）大会予算 （10）競技種目別運営委託料について ２　競技団体への依頼事項について
7.31	教育文化部会 第２回　国体分科会	（議題） 平成２５年度事業計画（案）について
8.29	ＪＲ三線改善要望行動	青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の提出
8.30	第２回　産業部会	（議題） １　入込観光客数調査の中間報告について ２　Ｂ級グルメに対する協議会の関わり方について ３　森林整備作業部会の今後の活動内容について
8.30	教育文化部会 第３回　国体分科会	（議題） 平成２５年度事業計画（案）について
10．23	教育文化部会 第２回　図書館分科会	（議題） 平成２５年度実施予定事業について

年 月 日	会　議　名	会　議　内　容
10.30	第 169 回　幹事会 第 194 回　事務局会議	（議題） 1　今後の体育大会の在り方（案）について 2　幹事会所管の広域連携課題について 3　平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）について （報告事項） 1　平成２４年度ＪＲ東日本八王子支社要望活動報告について 2　平成２５年度 多摩･島しょ広域連携活動助成への大多摩観光連盟の交付申請について
10.31	体育大会第２回実行委員会	（議題） 1　第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について （１）総合開会式兼前夜祭について （２）総合閉会式について （３）総合プログラムについて （４）競技種目別委託料について （５）各競技種目別参加チームについ （６）大会役員用ジャンパーの配布について （７）各競技への配布物について 2　依頼事項など
11.1	体育大会第２回大会委員会	（議題） 1　第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について （１）競技種目会場・競技開始時間について （２）競技参加チーム数・参加選手について （３）総合開会式兼前夜祭実施要領について （４）総合閉会式実施要領について （５）総合プログラム・競技プログラムの配付について （６）大会派遣費、委託金、役員弁当代等について （７）賞状について 2　依頼事項について
11.6	産業部会 第２回　森林整備作業部会	（議題） 多摩産材の活用について
11.26	第 170 回　幹事会 第 195 回　事務局会議	（議題） （１）平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について （２）青梅市への負担金（案）について （報告事項） （１）社団法人 大多摩観光連盟に対する回答について （２）防災分科会の開催について

年 月 日	会　議　名	会　　議　　内　　容
12.18	環境部会 第１回防災分科会	（議題） 災害時等の危機管理に関する広域連携体制の構築について
25.1.25	第 171 回　幹事会 第 196 回　事務局会議	（議題） （１）平成２５年度西多摩地域広域行政圏体育大会におけるスポーツフェスタ事業概要について （２）平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について （報告事項） （１）平成２４年度共同事業の実施状況について （２）西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に係る平成 24 年度取組状況について （３）副市町村長会・協議会・審議会の議題について
2.4	第 74 回　副市町村長会	（議題） （１）平成２５年度西多摩地域広域行政圏体育大会におけるスポーツフェスタ事業概要について （２）平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について （報告事項） （１）平成２４年度共同事業の実施状況について （２）西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に係る平成２４年度取組状況について
2.7	第 81 回　協議会	（議題） （１）平成２５年度西多摩地域広域行政圏体育大会におけるスポーツフェスタ事業概要について （２）平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算(案)について （報告事項） （１）平成２４年度共同事業の実施状況について （２）西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に係る平成２４年度取組状況について
2.13	体育大会第 3 回実行委員会	（議題） （１）参加チーム、参加選手及び大会結果について （２）総合開会式兼前夜祭及び閉会式の出欠状況について （３）大会収支決算及び前夜祭収支決算について （４）会議状況等について （５）申し送り事項等について
2.18	環境部会 第 2 回防災分科会	（議題） 災害時等の危機管理に関する広域連携体制の構築について

年 月 日	会　議　名	会　　議　　内　　容
2.20	審議会	（報告事項） 平成２４年度共同事業の実施状況について （諮問事項） 平成２５年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について
2.22	体育大会第３回大会委員会	（議題） （１）参加チーム、参加選手及び大会結果について （２）総合開会式及び閉会式の出欠状況について （３）大会収支決算及び前夜祭収支決算について （４）会議状況等について （５）申し送り事項等について

２　部会および分科会の活動等

（１）部会および分科会

①　開発部会

・公共交通問題分科会
・都市整備分科会

②　生活部会

・福祉分科会
・保健医療分科会
・介護保険分科会

③　産業部会

④　教育文化部会

・芸術文化鑑賞事業分科会
・西多摩美術展分科会
・社会教育分科会
・体育大会分科会
・国体分科会　※産業部会との共管
・図書館分科会

⑤　環境部会

・ごみ分科会
・環境分科会
・防災分科会

（２）活動等

①　開発部会（部会・分科会）

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるＪＲ３線の改善策について、引き続き検討を行った。

②　生活部会（部会・分科会）

保健医療分科会では、医療の広域ネットワークの構築の一環として、西多摩地域における公立病院の連携と役割分担に関する検討を行った。

③　産業部会（部会）

西多摩地域の観光地等における観光客の入込状況等を把握するため、入込観光客数調査を実施するとともに、西多摩の魅力の PR とイメージアップ戦略（名所・名産品、食、イベント等の情報集約と圏域一体の魅力としての発信等）、多摩産材の活用に関する検討・協議を行った。

④　教育文化部会（部会・分科会）

図書館分科会では、広域利用事業に関する情報交換を行い、広域利用促進

に向けた広報物品（あきる野市の和紙「軍道和紙」を活用した「しおり」）の作成および広域利用事業の課題について検討を行った。

体育大会分科会では、広域行政圏体育大会について、課題の整理、新たな事業視点等に関して協議、検討をし、「今後の体育大会の在り方について」を作成した。

国体分科会では、第６８回国民体育大会開催を契機としたイメージアップ方策の検討を行った。

⑤　環境部会（部会・分科会）

防災分科会では、災害時等の危機管理に関する広域連携体制の構築について検討を行った。

３　要望行動

（１）青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ平成２４年８月２９日付で要望書を提出した。

［要望書］

日ごろから、青梅線、五日市線および八高線につきましては、安全・安定運行を通じて地域住民の生活を支えていただき、誠に有り難うございます。

お陰をもちまして、増発、駅舎改良など、西多摩地域の長年の要望が着実に実現しおりますことは、貴社の御努力の賜であり、西多摩地域の特徴である水と緑に恵まれた自然環境を生かした新たな活力と文化を創造に結びつくものと各市町村とも感謝しているところです。

しかし、通勤・通学時の混雑率は依然として高く、混雑緩和を求める声が各市町村に数多く寄せられています。また、利用者の安全性、利便性等への期待がますます高まってきているところです。

つきましては、このような事情を御賢察のうえ、別添要望に対して格段の御配慮と迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年８月

西多摩地域広域行政圏協議会
会 長　青梅市長　竹 内　俊 夫

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

Ⅰ　重点要望事項

１　総　括

中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線などの輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対して要望してきました。その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成２２年１１月に高架化が完了したところです。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線、八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認しています。

今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備等を要望いたします。　（継続）

計画停電等により、やむを得ず運休する場合は、時間を極力短縮させたうえ、利用者への十分な周知に努めるとともに、代替バス等の移動手段を提供されるよう要望いたします。

なお、運行障害等が発生した時に随時メールでお知らせするサービス「メール通知サービス」の周知、利用者拡大を図るとともに、価格設定の見直しを要望いたします。また、運休や間引き運転が実施される場合には、沿線の自治体に対し正確迅速な情報提供を要望いたします。　（継続）

２　青梅線の改善について

項　　目	内　　容
（１） **輸送力増強**	青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。 ついては、次の改善に積極的な対応を要望いたします。 **① 青梅線と中央線の直通電車の増発** 直通電車・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大をお願いいたします。（継続） **② 青梅駅以西の充実** 運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。（継続） **③ 青梅駅による乗り換え時間の短縮** 青梅駅による分離運転による乗り換え時間の更なる短縮と時刻表等への乗り継ぎの表示、駅構内での表示等その周知徹底をお願いいたします。また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。（継続） **④ 青梅・奥多摩間の増発** 現在、奥多摩・青梅間の電車は、平日・休日を通して平均１時間に２本運行されておりまが、多くの通勤・通学者から本数の増加について要望が寄せられています。 特に、夜間２１時以降の青梅、奥多摩間については、１時間に１本の運行のため帰宅のため青梅線を利用する方々にとって大変不便な状況になっております。 今後、町が若者の定住化を進めていくためには、住居と職場の確保とともに、町外への通勤・通学者のための利便性の向上は必要不可欠の課題であり、現状のままでは、ますます住民の転出が続き人口減少が懸念されるため、是非とも夜間の奥多摩行き電車の増発をお願いいたします。（継続） **⑤ 青梅ライナーの改善** 青梅ライナーについて通勤・通学者が利用しやすい運行時刻の改善や増発をお願いいたします。また、特に福生駅については、瑞穂、あきる野方面からのバス交通との結節点となっており、通勤者が多い駅なので、停車をお願いいたします。羽村駅、小作駅、東青梅駅についても、通勤者が多い駅なので、ご配慮をお願いいたします。（継続） **⑥ 始発時間、終電時間の改善** 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう青梅発東京行き直通電車の始発時間を早めることをお願いいたします。また、青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。（継続）

	⑦ 御嶽行き列車を奥多摩行きに変更実施 長年要望しています２２時３８分青梅駅発の御岳行き列車については、川井以西の住民の利便向上のため、奥多摩行きに是非とも変更していただきたい。（継続）
（２） 牛浜駅の改善	駅舎の耐震やバリアフリーの問題を解決し、利用者の安全を図るため、平成２３年度より駅舎の建替えが開始されたところであるが、引き続き安全に留意し、今年度中に完成いただくよう尽力いただきたい。（継続）
（３） 東青梅駅の改善	東青梅駅の橋上駅舎は昭和３９年３月にレール骨組み構造で橋上化され、既に４５年以上経過し、老朽化が進んでいます。 老朽化への対応や利便性の向上のため、通路を含めた駅舎の建替えを要望いたします。（継続）
（４） 羽村駅の改善	羽村駅では、時間帯によって１０分以上電車を待つことがあります。電車が来るまで、暑さ、寒さを避け、快適に過ごすことができる待合室の早期設置をお願いいたします。（継続）
（５） 鳩ノ巣駅の改善	青梅線では駅舎の改築やホーム設備の改修等が実施され利用客の利便性が高まり感謝しております。 しかし、奥多摩町内では鳩ノ巣駅については、ホームが上下線で分かれていながら、隣駅の古里駅のように上りホームの改札が未整備のため、上下線連絡跨線橋での往来となり、高齢者、障害者の方々は階段での昇降に大変不便な状況です。 特にこの跨線橋には一部を除いて屋根がなく、降雨、降雪時には大変危険な状態であり、これまでも上りホームに近接するJR用地を活用して改札口の整備をお願いしてきましたが、高齢者が多い町の事情を考慮し、是非実現をお願いいたします。（継続）

３　五日市線の改善について

項　　目	内　　容
（１） **複線化の早期実現**	多摩地区では少子高齢化により人口が減少している地域もありますが、五日市線沿線の人口は、近年進出した大型商業施設周辺や未だ多く残る未利用土地の宅地開発により転入者が多く緩やかな増加傾向にあります。また、秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）では、豊かな自然環境や歴史文化、貴重な地層に恵まれたジオパーク構想など、多様な資源を生かした観光まちづくり事業を広域で取り組むことにより誘客の増加に努めています。 沿線住民の通勤・通学者等の利便性向上とともに、地域活性化の促進には輸送力の増強が必要であり、五日市線の増便、複線化に対する沿線住民の要望は非常に強いものがあります。 つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現および次の事項を要望いたします。（継続） **① 東秋留駅の改善** 東秋留駅は、島式ホーム１面で、駅舎およびホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険です。駅利用者の安全確保のため、駅施設の改善計画を早期に検討するとともに、下り線停車時に一時的に遮断機を上げるなどの対策をお願いいたします。（継続） **② 武蔵引田駅の整備** 武蔵引田駅周辺には、既に開設している大型事業所のほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあり、今後、駅利用者の更なる増加が想定されていることから、駅施設の整備は緊急を要しております。 あきる野市でも現在、駅周辺の土地区画整理事業を計画していることから、行き違い施設（上下線ホーム）の新設や駅舎整備をお願いいたします。（継続） **③ 五日市線の施設整備** 五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホーム全域を覆う屋根の設置および車両交換施設等の整備をお願いいたします。（継続）

（２） 利用者の利便性向上	① 電車の増発と直通運転 五日市線の混雑率は車両の６両編成化や新型車両の導入などにより改善傾向にあります。しかしながら、朝の東京直通の本数が少ないこと、午前１０時から午後５時までの本数が１時間に概ね３本と少なく立川直通がないこと、また、午前１０時以降の立川からの五日市線乗り入れ電車が少ないことから乗り継ぎの不便を伴う利用者が多く、利便性向上のため増発により改善をお願いたいいたします。また、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上をお願いいたします。（継続）
	② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保 拝島駅での乗り継ぎに際し、五日市線上り電車が拝島駅に到着した際、青梅線および八高線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯があります。また、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後、五日市線への乗り継ぎの時間が確保されていない時間帯や、発車間隔が２５分以上空いている時間帯があり、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保をお願いいたします。（継続）

４　八高線の改善について

項　　目	内　　容
（１） **ＪＲ車両基地整備および複線化（増発）の早期実現**	瑞穂町では、第４次長期総合計画（平成２３年度～３２年度）において公共交通整備として、箱根ケ崎駅西土地区画整理事業にあわせ、ＪＲ車両基地整備および八高線複線化を促進することとしている。また、東京都が駅東口の整備に着手するなど、新駅舎となったＪＲ箱根ケ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めています。 多摩都市モノレールについても、運輸政策審議会答申において、２０１５年までに箱根ケ崎駅までの延伸が位置づけられています。また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。 循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きい。 ダイヤ改正により東京駅発箱根ケ崎行直通電車が新設される等、利用者の利便性が向上したが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。 **①　ＪＲ車両基地整備計画の着工** 「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることからも、車両基地整備の具体的計画の早期着工をお願いいたします。 （継続） **②　八高線増便と複線化促進** 八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ケ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時ホーム上および電車内の混雑率は依然として高い。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねない。 住民アンケートにおいても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。 また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。（継続） **③　八高線新駅設置** 箱根ケ崎駅・金子駅間（４．８ｋｍ）、東福生駅・箱根ケ崎駅間（３．０ｋｍ）に新駅の設置を要望いたします。特に箱根ケ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせて設置を要望いたします。また、東京都が策定した「２０２０年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いＪＲ八高線の箱根ケ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなる。 （継続）

５　三線共通の改善について

項　　目	内　　容
（１） **駅構内のバリアフリー化の推進**	駅舎のバリアフリー化（車椅子対応エレベーター、スロープ、点字ブロック、多機能トイレの設置など）を推進するとともに、人員の体制整備を図り、全ての人にやさしい駅として改善をお願いいたします。また、ホームと電車昇降口床面との水平化を図るなど、交通弱者に配慮した取組みの検討をお願いいたします。（継続）

Ⅱ　その他の要望事項

１　青梅線の改善について

（１）ホーム等の改修・改善

①　ユニバーサルデザインの推進

超高齢社会を迎え、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められています。利用者数だけでなく地域特性なども考慮され、高齢者の利用が多い駅や、観光客の多い駅、東京国体の会場となる駅などについて、エレベーターの設置など施設改善を早期に進めるよう要望いたします。また、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替え等の際には、色彩等について周囲の景観に配慮をお願いいたします。　（継続）

②　ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消やホーム全体を覆う屋根の設置により、特に降雨、降雪時の転倒等の危険防止に努めるとともに、ホームの直線化やホームドア、可動式ホーム柵を整備し、線路上への転落防止を図るよう要望いたします。　（継続）

③　トイレの快適性向上

青梅線各駅は、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう引き続き施設の改善等を要望いたします。　（継続）

（２）特色ある電車の運行

①　「四季彩号」の臨時的な運行

平成１３年１２月１日から平成２１年７月２０日まで運行されていた、展望型列車「四季彩号」は、利用者に大変好評をいただき観光面に寄与していましたので、同様の特色ある電車を夏休み期間中だけでも臨時的に運行いただけるよう、強く要望いたします。　（継続）

②　休日のホリデー快速「おくたま号」の停車

羽村駅周辺には、動物公園と羽村の堰、玉川上水があり、市外からも多くの人が訪れている。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発

で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成１７年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日（６日間）について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも３本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が３本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。

（継続）

③　「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として今年度初めて運行されるが、その停車駅は、試験的にホリデー快速の停車駅をベースに選定したとのことであります。

次年度以降の「鎌倉あじさい号」の運行にあたっては、羽村駅および小作駅についてもご配慮をお願いいたします。（新規）

（３）青梅・東青梅駅間複線化の促進

本区間については、単線となっているため、両駅での電車交換待ち合わせや運行本数の限定など、青梅線全体の輸送力増強等の障害となっています。複線化の促進を強く要望いたします。（継続）

（４）青梅駅のホーム増設

東青梅駅以西の単線により阻害されている運行本数の限定や青梅駅での分離運転に伴う待ち時間の解消などに資するよう青梅駅のホーム増設による対応を強く要望いたします。（継続）

（５）踏切安全装置の改良

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの改良を要望いたします。（継続）

（６）古里駅のバリアフリー化

古里駅の階段部分のバリアフリー化を進め、障害者に優しい駅になるようお願いいたします。（継続）

（７）青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀等で軌道敷内への進入を抑止している箇所があるが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵（フェンス）の設置をお願いいたします。また、青梅線鉄道敷境界における公共事業や個人住宅の建替え等が生じた場合は、速やかに進入防護柵の設置ができるよう、対応をお願いいたします。（継続）

（８）羽村東部踏切の拡幅

羽村駅西口土地区画整理事業における都市計画道路３・４・１２号線沿線の暫定整備の一環として、羽村東部踏切以西の歩道空間の設置工事を施工していますが、青梅線東西を結ぶ羽村東部踏切は、歩道部がなく通行に支障を来たしていることから、歩道空間の設置工事に合わせ、踏切拡幅工事の施工をお願いいたします。（新規）

２　八高線の改善について

（１）八高線新駅の開設

拝島駅と東福生駅との間は、２．９キロメートルあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画をお願いいたします。（継続）

（２）ラッシュアワーの列車増発

ラッシュアワーを中心に列車の増発を図られたい。特に夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車において 30 分以上待つ時間があるため、改善が望まれています。また、朝の時間帯における拝島駅での東京行直通電車への乗り継ぎがスムーズに行われるよう要望いたします。（継続）

（３）東福生駅のバリアフリー化

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来たしている状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。（継続）

（４）五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ケ谷ガード）の改良

五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ケ谷ガード）は、高さ２．４メートルであり、現在は救急車等の緊急車両が通過できない。また、橋台が道幅６ｍの市道上にあり、道幅が３．６ｍとなっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を６ｍ確保できるよう、改良いただきたい。　（新規）

３　五日市線の改善について

（１）熊川駅のバリアフリー化

熊川駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来たしている状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。　（継続）

４　三線共通の改善について

（１）駅員の配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、無人駅への駅員の配置や半日勤務から全日勤務に変更するなど駅員不在の解消を要望いたします。また、児童の通学時間には駅員をホームに配置しより安全向上に努めていただきたい。　（継続）

（２）駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便性向上をお願いいたします。（継続）

（３）トイレのアメニティ化

西多摩地区は観光客も多いため、駅トイレについては、アメニティトイレとして整備、改善をお願いいたします。　（継続）

（４）ＪＲ利用者の駐輪場対策

駅周辺の駐輪場利用者は、電車利用の乗降者であることから、各自治体と協議し、駐輪場の整備をお願いいたします。　（継続）

（５）発車時等の表示の改善

超高齢化社会の進展等を考慮し、各駅改札口やホームに大型の電光掲示板を設置されるよう要望いたします。（継続）

（６）ＪＲ敷地内の雑草等の除去

ＪＲ敷地内の雑草等が隣接道路や踏切りの通行部分までせり出して生い茂り、歩行者、車両等の通行の妨げとなっています。道幅が狭くなり、また視界も悪くなるため、危険な状態であり、特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっている。また、ＪＲ敷地内の排水路（開渠）にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂るところが見られます。草木が生い茂る初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。あわせて、ごみについても随時回収し環境整備をお願いいたします。（継続）

（７）ＡＥＤの設置について

ＪＲ東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにＡＥＤを設置することとしています。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客等も多く利用していることから、この基準に関わらず全ての駅に設置を進めていただき、乗降客の安全確保のために、無人駅にも設置をお願いいたします。また、より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。（継続）

（８）観光客の集客について

観光客の増加を図るため、西多摩地域において、駅からハイキングなどＪＲ主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。（継続）

会長（青梅市長）からJR東日本八王子支社長へ要望書を提出

JR東日本八王子支社において

４　共同事業

（１）西多摩地域広域行政圏体育大会

平成３年度から西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るため、第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会を実施した。

ア　内　容　バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等１５種目の競技を実施

イ　開催日　平成２４年１１月１８日（日）

ウ　会　場　あきる野市・檜原村の体育施設

エ　参加者数　１，６１３人

［開催要項］

１　総　則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

２　目　的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図ることを目的とする。

３　回　数

この大会は、平成３年度に第１回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

４　主　催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

５　経　費

この大会の経費は、協議会が負担する。

６　開催の方法

（１）この大会は、毎年度開催する。

（２）この大会は、次のブロックで順次開催する。

第１ブロック　青梅市、奥多摩町
第２ブロック　あきる野市、檜原村
第３ブロック　福生市、日の出町
第４ブロック　羽村市、瑞穂町

（３）この大会の本部は、協議会事務局に置く。

（４）この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

（５）この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

７　西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

（１）この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

（２）大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

（３）大会委員会は、次の事項を決定する。

ア　実施要項

イ　その他重要事項

８　その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

［第２２回体育大会実施要項］

１　主　催

西多摩地域広域行政圏協議会

西多摩地域体育協会連絡協議会

２　後　援

東京都

３　主　管

この大会は、第２ブロック（あきる野市、檜原村）で主管し、運営は実行委員会を設置して行う。

４　実行委員会事務局

あきる野市教育委員会教育部スポーツ推進課（秋川体育館）

場　所　あきる野市二宮６８３番地

電　話　０４２－５５９－１１６３

５　大会期日

平成２４年１１月１８日(日)

６　開・閉会式

（１）総合開会式兼前夜祭

日　時　平成２４年１１月１４日(水)　午後６時３０分

会　場　あきる野ルピア「ルピアホール」

あきる野市秋川１－８

なお、競技種目別の開会式は、大会当日に行う。

（２）総合閉会式

日　時　平成２４年１１月１８日(日)　午後５時

会　場　あきる野市中央公民館「音楽室」（３Ｆ）

あきる野市二宮６８３番地

7　競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

バレーボール	（家庭婦人）	ソフトテニス	(男女別団体戦)
剣道	(団体戦「混成可」)	ファストピッチソフトボール	（男女別）
バドミントン	(ダブルス団体戦)	スローピッチソフトボール	（男子）
テニス	（男女別団体戦）	軟式野球	（男子）
ゲートボール	(団体戦「混成可」)	陸上競技	(ロードレース)
インディアカ	（男女別）	サッカー	
卓球	（男女別団体戦）	グラウンドゴルフ	(男女別団体戦及び個人戦)
綱引き	（男女別）		

8　競技実施要項

（１）各競技種目別団体長は、競技実施要項を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会事務局へ提出する。

（２）競技実施要項に記載する事項は、次のとおりとする。

ア　競技種目（種別）　　キ　申込期日

イ　日　時　　ク　監督会議

ウ　会　場　　ケ　問い合わせ先

エ　競技規則及び方法　　コ　注意事項

オ　チーム編成　　サ　その他

カ　参加資格

9　参加資格

（１）４市３町１村の在住者又は在勤者で、各市町村体育協会若しくは各市町村担当部署の推薦する者とする。また、細目については、各競技種目団体において定める。

（２）選手は、１つの競技種目のみ申込みできる。

10　参加申込み

（１）各市町村体育協会会長は、定められた日までに、所定の用紙により実行委員会事務局へ提出すること。

（２）申込み内容の変更は、競技別実施要項で定める。

11　参加料

参加料は、徴収しない。

12　表彰

（１）表彰式は、各競技種目別に競技会場で行う。

（２）団体種目の成績１位から３位のチームに賞状、カップを授与する。ただし、カップは持ち回りとする。

（３）前年度の１位から３位チームは、各競技種目の開会式においてカップを返還する。

13　参加賞

大会役員及び選手に参加賞を授与する。

14　実施期日

この要項は、平成２４年７月２日から実施する。

第２２回西多摩地域広域行政圏体育大会選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

（単位：人）

	種目	青梅市			福生市			羽村市			あきる野市			瑞穂町			日の出町			檜原村			奥多摩町			合計
		男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	
1	バレーボール	－	12	12	－	14	14	－	13	13	－	13	13	－	14	14	－	15	15	－	－	－	－	9	9	90
2	剣道	11	－	11	5	－	5	5	－	5	11	－	11	4	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	36
3	バドミントン	9	7	16	10	10	20	10	10	20	10	10	20	9	7	16	－	－	－	－	－	－	10	6	16	108
4	テニス	11	11	22	10	10	20	10	10	20	10	10	20	10	10	20	11	11	22	－	－	－	－	－	－	124
5	ゲートボール	5	5	10	6	5	11	13		13	10	4	14	－	13	13	14		14	5	9	14	6	7	13	102
6	インディアカ	5	11	16	7	15	22	6	10	16	－	12	12	－	－	－	7	17	24	－	－	－	－	－	－	90
7	卓球	10	10	20	9	10	19	7	8	15	10	9	19	7	9	16	9	－	9	－	－	－	6	7	13	111
8	綱引き	10	－	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9	－	9	20	9	29	48
9	ソフトテニス	13	9	22	12	8	20	12	9	21	12	8	20	12	8	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	103
10	ファストピッチソフトボール	21	18	39	21	22	43	21	17	38	21	14	35	15	22	37	25	13	38	－	－	－	22	－	22	252
11	スローピッチソフトボール	23	－	23	21	－	21	20	－	20	20	－	20	20	－	20	23	－	23	17	－	17	20	－	20	164
12	軟式野球	21	－	21	13	－	13	11	－	11	21	－	21	21	－	21	19	－	19	－	－	－	21	－	21	127
13	陸上競技（ロードレース）	16	5	21	9	2	11	7	1	8	7	2	9	7	1	8	2	－	2	4	1	5	－	－	－	64
14	グランドゴルフ	7	3	10	7	3	10	5	5	10	8	2	10	5	5	10	10	－	10	－	－	－	7	3	10	70
15	サッカー	21	－	21	21	－	21	21	－	21	21	－	21	20	－	20	20	－	20	－	－	－	－	－	－	124
	合計	183	91	274	151	99	250	148	83	231	161	84	245	130	89	219	140	56	196	35	10	45	112	41	153	1,613

前年度　1,619

２　競技種目別参加チーム数

（単位：チーム）

種目		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合計
バレーボール		1	1	1	1	1	1	－	1	7
剣道		1	1	1	1	1	－	－	－	5
バドミントン		1	1	1	1	1	－	－	1	6
テニス	男子	1	1	1	1	1	1	－	－	6
	女子	1	1	1	1	1	1	－	－	6
ゲートボール		2	2	2	2	2	2	2	2	16
インディアカ	男子	1	1	1	－	－	1	－	－	4
	女子	2	2	2	2	－	2	－	－	10
卓球	男子	1	1	1	1	1	1	－	1	7
	女子	1	1	1	1	1	－	－	1	6
綱引き	男子	1	－	－	－	－	－	1	2	4
	女子	－	－	－	－	－	－	－	1	1
ソフトテニス	男子	1	1	1	1	1	－	－	－	5
	女子	1	1	1	1	1	－	－	－	5
ファストピッチソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	－	1	7
	女子	1	1	1	1	1	1	－	－	6
スローピッチソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	1	1	8
軟式野球		1	1	1	1	1	1	－	1	7
陸上競技	（ロードレース）	1	1	1	1	1	1	1	－	7
グランドゴルフ		1	1	1	1	1	1	－	－	6
サッカー		1	1	1	1	1	1	－	1	7
合計		22	21	21	20	18	16	5	13	136

前年度　139

３　総合開会式兼前夜祭及び閉会式出席状況

（単位：人）

市町村名等	総合開会式兼前夜祭		総合閉会式	
	対象者	出席者	対象者	出席者
表彰者（西多摩地域体育協会連絡協議会功労者）	8	8	－	－
衆議院議員	2	2	－	－
東京都議会議員	2	2	－	－
青梅市	２３	１５	7	7
福生市	２５	２１	１１	9
羽村市	２０	１６	9	3
あきる野市	２２	１９	１１	１１
瑞穂町	２２	１７	9	5
日の出町	１８	１５	8	5
檜原村	１８	１２	7	5
奥多摩町	１８	１３	5	3
各競技種目別主管団体長	１６	8	１６	2
東京都市町村体育協会連合会	1	1	－	－
東京都関係	3	2	－	－
西多摩地域広域行政圏協議会事務局	3	3	3	2
合計	２０１	１５４	８６	５２

※　総合開会式兼前夜祭

　　１１月１４日（水）午後６時３０分

　　あきる野ルピア　ルピアホール

※　総合閉会式

　　１１月１８日（日）午後５時００分

　　あきる野市中央公民館　音楽室

4　競技結果

競技種目		優勝	準優勝	第3位	
バレーボール		青梅市	日の出町	羽村市	瑞穂町
剣道		鈴木慎平（羽）	小山直樹（羽）	神田士郎（福）	川杉哲平（青）
バドミントン		福生市	羽村市	青梅市	あきる野市
テニス	男子	青梅市	羽村市	あきる野市	福生
	女子	青梅市	瑞穂町	日の出町	羽村市
ゲートボール		羽村市A	青梅市A	青梅市B	日の出町B
インディアカ	男子	青梅市	日の出町	羽村市	
	女子	福生市A	福生市B	青梅市A	あきる野市A
卓球	男子	青梅市	あきる野市	奥多摩町	羽村市
	女子	青梅市	瑞穂町	福生市	あきる野市
綱引き	男子	奥多摩町（奥多摩柔道会）	檜原村（モチヅキクラブ）	檜原村（檜原モンキーズ）	
ソフトテニス	男子	青梅市	あきる野市	羽村市	
	女子	青梅市	あきる野市	瑞穂町	
ファストピッチソフトボール	男子	青梅市	福生市	瑞穂町	日の出町
	女子	瑞穂町	福生市	日の出町	あきる野市
スローピッチソフトボール	男子	福生市	羽村市	瑞穂町	檜原村
ロードレース一般男子	10 km	宮本幸司郎（福）	青木　太（青）	石川卓己（あ）	
〃　40歳代男子	5 km	今井俊則（青）	八木光洋（青）	高水良治（福）	
〃　50歳代男子	5 km	白石頼秀（青）	武田悦男（あ）	堀川廣政（羽）	
〃　60歳以上男子	5 km	真下芳和（日）	吉岡義幸（瑞）	永井紀夫（瑞）	
〃　一般女子	10 km	小川まり子（青）	黒沢小百合（青）	福島みき（福）	
〃　40歳代女子	5 km	竹内亜希子（青）	鬼頭由味子（福）	遠藤真可子（青）	
〃　50歳以上女子	5 km	本多春江（あ）	下田美枝子（青）		
軟式野球		瑞穂町	青梅市	あきる野市	奥多摩町
グラウンドゴルフ	団体戦	羽村市	瑞穂町	福生市	あきる野市
	個人　男子	前野征郎（あ）	大谷欣一（青）、渡辺勝起（羽）		
	個人　女子	桜井　啓（羽）	金子光江（福）、青木美佐子（瑞）		
サッカー		あきる野市	青梅市	日の出町	

（２）西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成１４年１０月開始の図書館広域利用事業を更に推進するため、これまで広域利用周知用ガイドブック、ポスター、リーフレット、しおりを作成してきた。

平成２４年度は前年度に引き続き西多摩の地域資源の活用、伝統の伝承周知を兼ねて、あきる野市の「ふるさと工房（和紙の漉き場）」で作成する軍道（ぐんどう）紙を使った「しおり」を作成し、関係市町村の公立図書館等に提供した。

ア　作成枚数　　１０，０００枚

イ　規格　　縦 142 ㎜×横 39 ㎜（両面カラー印刷）

ウ　使用した紙と数量　　軍道紙（和紙）Ａ３版　６２５枚

エ　配布先　　西多摩地域内市町村立図書館３５館

オ　広域利用登録者累計数（２４年度末）　　３４，７６５人

カ　平成２４年度広域利用登録者数　　２，０８６人

内訳　　一般　１，８００人　　児童　２８６人

キ　平成２４年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名	利用者数（人）	貸出数（冊・件）				
		一般書	児童書	雑　誌	視聴覚資料	合　計
青梅市	17,206	23,093	8,682	2,938	11,358	46,071
福生市	21,996	58,410	30,956	7,415	6,103	102,884
羽村市	16,414	39,516	8,370	4,753	8,854	61,493
あきる野市	19,355	40,676	21,385	6,497	6,323	74,881
瑞穂町	1,346	2,414	1,289	349	528	4,580
日の出町	988	2,360	398	160	0	2,918
檜原村	203	330	238	174	196	938
奥多摩町	845	1,560	228	94	2	1,884
合　計	78,353	168,359	71,546	22,380	33,364	295,649

ク　事業経費

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

３８８，７６２円

［西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱］

（目的）

第１条　この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

（広域利用の実施）

第２条　前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

（図書館の範囲）

第３条　広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

（利用者の範囲）

第４条　広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

（条例・規則等の遵守）

第５条　この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

（資料の返却）

第６条　図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第７条　利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

（連絡会議）

第８条　この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

２　連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

（要綱の改廃）

第９条　この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

（細目）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市

町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

［西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目］

第１　趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第１０条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第２　登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法に よるものとする。

第３　貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第４　リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

第５　督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する、なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第６　利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成１４年１０月１日から施行する。

（３）西多摩地域入込観光客数調査

多様化する観光客のニーズを的確に把握し、西多摩地域を構成する市町村における今後の観光施策や観光関係者の事業展開の基礎資料に供することを目的として実施した。

ア　調査方法

(ｱ) 観光地点等入込客数調査

a　来訪者カウント調査(観光地点の来訪者･春期３日間､夏期３日間実施)

b　主要観光レクリエーション施設等利用実績調査（観光地点の施設管理者に照会）

c　宿泊施設等利用実績調査（西多摩地域内の宿泊施設に照会）

d　行祭事・イベント入込者数実績調査（各市町村からの提供データ）

(ｲ) 観光客を対象とする観光地点アンケート調査

a　来訪者アンケート調査（来訪者に聞き取り調査・春期 3 日間､夏期 3 日間実施）

b　観光レクリエーションに関するアンケート調査（来訪者にハガキアンケート・春期３日間､夏期３日間実施）

イ　調査結果

西多摩地域観光入込客数(延べ人数)及び行祭事・イベント入込者数

(ｱ)	青梅市	1,951,456 人
(ｲ)	福生市	860,416 人
(ｳ)	羽村市	784,183 人
(ｴ)	あきる野市	2,044,990 人
(ｵ)	瑞穂町	78,270 人
(ｶ)	日の出町	332,834 人
(ｷ)	檜原村	374,101 人
(ｸ)	奥多摩町	1,764,815 人
	合　計	8,191,065 人

（４）西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成１８年８月１日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成１８年１０月１日から消費生活相談広域連携事業実施した。２４年度も引き続き消費者と事業者との間に生じた苦情の処理のため、消費生活相談広域連携事業を実施した。

平成２４年度市町村別消費生活相談件数　（単位：件）

受付市町村／項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	26 (14)	6 (0)	27 (37)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	59 (54)
来庁相談	13 (6)	0 (2)	7 (5)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	21 (16)
合計	39 (20)	6 (2)	34 (42)	1 (2)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	80 (99)

注：（）内は前年度

事業経費　０円

［西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定］

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本８通を作成し、関係市町村はそれぞれ各１通を保有する。

平成１８年８月１日

［西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱］

（目的）

第１条　この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（広域連携事務）

第２条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

一　消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。

二　前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

（関係市町村の取り組み）

第３条　関係市町村は、第１条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

一　消費生活相談に係る体制を整備すること。

二　消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。

三　消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

（連絡会議）

第４条　この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

２　連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

（要綱の改廃）

第６条　この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

５　西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用

（１）ホームページの管理・運用

西多摩地域広域行政圏協議会の公式サイトとして、サイト名称「西多摩ネットワーク」を平成１３年１２月から運用開始しており、広域行政圏を構成する市町村の連携活動、西多摩地域の自然環境・歴史文化資産等を圏域内外に紹介している。

（２）ホームページの再構築

地域創出の手法を研究・提案した「地域資源ポテンシャルの活用と情報発信力の向上に係る調査（平成２０年度、平成２１年度）」を受けて、潜在的な来訪者への効果的な情報発信を行うウェブサイトとして、平成２３年度に再構築を行った。
（平成２４年３月１日からリニューアル）

（３）ホームページアクセス数

	平成２３年度	平成２４年度
４月	７６４	７６２
５月	８４０	１，３９１
６月	８４０	１，０８９
７月	５４９	１，９０３
８月	８３６	２，０３８
９月	６３２	２，０６４
１０月	７６１	１，４４５
１１月	６９１	１，３２０
１２月	６３３	１，０６９
１月	６８９	１，５８８
２月	１３９	１，２５２
３月	７９７	１，４０４
合　計	８，１７１	１７，７９５

６　後援名義の使用承認

（１）２４年度承認事業

ア　第２１回青梅舞台芸術フェスティバル

①申 請 者　青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
②主催団体　青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
③実施期間　平成２４年６月１６日から平成２４年９月２日まで
④実施場所　青梅市民会館他
⑤実施内容　市民が参加できる舞台鑑賞、市民参加でつくる音楽祭等を実施

６月１６日（土）
「川口京子コンサート」
於：宗建寺本堂
参加者：85 人

６月２４日（日）
「アンディー先生のマジックショー」
於：小曾木市民センター、千ヶ瀬自治会館
参加者：179 人

７月１日（日）
「アマチュア音楽団体による第 19 回ふれあい音楽祭」
於：青梅市民会館
参加者：356 人

９月２日（日）
「アートＬｉｖｅ 2012 第 11 回青少年演劇祭」
於：羽村コミュニティーセンター
参加者：207 人

⑥承認期間　承認した日から平成２４年９月２日まで

イ　山のふるさと村音楽祭

①申 請 者　山のふるさと村音楽祭実行委員会委員長
②主催団体　山のふるさと村音楽祭実行委員会
③実施期間　平成２４年１０月１４日
④実施場所　東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」
⑤実施内容　歓迎演奏、親子のためのハートフルコンサート、フラメンコ、ジャズ・コンサート、新日本フィル木管五重奏
あわせて、自然環境の場の保護とＣＯ^{2}削減、ごみの持ち帰り等のマナー向上の周知を実施した。
参加者：約９００人
⑥承認期間　承認した日から平成２４年１０月１４日まで

ウ　親子で狂言に親しもう

①申 請 者　特定非営利活動法人　日本伝統芸術文化協会理事長

②主催団体　特定非営利活動法人　日本伝統芸術文化協会

③実施期間　平成２４年６月１０日

④実施場所　青梅市民会館

⑤実施内容　芸能の技術を後世に継承する人材育成事業。小・中学生、保護者及び市民を対象とする大蔵狂言会。演目：「棒しばり」「清水」
舞台上での狂言体験コーナーを実施し、発声や所作等を若手狂言師に教わる。
参加者：４５０人

⑥承認期間　承認した日から平成２４年６月１０日（日）まで

（２）西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

（目　的）

第１条　この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認の基準）

第２条　協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

(1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体

(2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体

(3) 社会教育関係団体

(4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

２　協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。

(2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。

(3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。

(4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。

(5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。

(6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

（申請の手続）

第３条　事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第１号）に必要書類を添付し、事業開始の１か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第１号によらない申請の場合は、当該様式

に準じた申請書によるものとする。

（承認の条件）

第４条　会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第２号）を当該申請者に交付するものとする。

(1)　後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは２か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(2)　後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。

(3)　公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。

(4)　事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

（承認の取消し）

第５条　承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第３号）により通知するものとする。

(1)　虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。

(2)　後援名義使用の承認を辞退したとき。

(3)　この規程に違反したとき。

(4)　名義を他人に譲渡または転貸したとき。

(5)　承認事項に変更が生じたとき。

（実績報告）

第６条　承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第４号）を提出しなければならない。

（委　任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付　則

この規程は、平成１５年７月１６日から施行する。

７ 平成24年度歳入歳出決算

(1) 総 括 表

一般会計

（単位：円）

区　　分	平成２４年度	平成２３年度	備　考
収 入 済 額	2,993,043	3,916,193	
支 出 済 額	1,939,078	2,028,938	
差 引 残 額	1,053,965	1,887,255	

差引残額の１，０５３，９６５円は、２５年度へ繰り越す。

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

（単位：円）

区　　分	平成２４年度	平成２３年度	備　考
収 入 済 額	8,000,000	8,000,000	
支 出 済 額	8,000,000	8,000,000	
差 引 残 額	0	0	

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

（単位：円）

区　　分	平成２４年度	平成２３年度	備　考
収 入 済 額	395,758	396,520	
支 出 済 額	388,762	388,762	
差 引 残 額	6,996	7,758	

差引残額の６，９９６円は、２５年度へ繰り越す。

西多摩地域入込観光客数調査特別会計

（単位：円）

区　　分	平成２４年度	平成２３年度	備　考
収 入 済 額	9,261,000	0	
支 出 済 額	9,261,000	0	
差 引 残 額	0	0	

(2) 平成２４年度歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

（ 歳 入 ）　　（単位：円）

科目	予算現額	収入済額	過不足額	区分	金額	説明	
1 分担金及び負担金	1,101,000	1,101,000	0			市町村負担額	
1 負担金	1,101,000	1,101,000	0			青梅市	312,000
1 負担金	1,101,000	1,101,000	0	1 負担金	1,101,000	福生市	157,000
						羽村市	152,000
						あきる野市	200,000
						瑞穂町	107,000
						日の出町	73,000
						檜原村	47,000
						奥多摩町	53,000
2 繰越金	1,771,000	1,887,255	116,255				
1 繰越金	1,771,000	1,887,255	116,255				
1 繰越金	1,771,000	1,887,255	116,255	1 前年度繰越金	1,887,255	平成２３年度からの繰越金	1,887,255
3 諸収入	5,000	4,788	△ 212				
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000				
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	普通預金利子収入	0
2 雑入	4,000	4,788	788				
1 雑入	4,000	4,788	788	1 雑入	4,788	雇用保険料	4,788
歳入合計	2,877,000	2,993,043	116,043				

（ 歳 出 ）　　（単位：円）

科目	予算現額					支出済額	不用額	説明	
	当初予算額	流用増減額	計	区分	金額				
1 会議費	474,000		474,000			383,300	90,700	1 協議会・副市町村長会経費	
1 会議費	474,000		474,000			383,300	90,700	食糧費	4,100
1 会議費	474,000		474,000	1 報酬	370,000	347,000	23,000	2 幹事会・事務局会議経費	
				11 需用費	104,000	36,300	67,700	食糧費	10,200
								3 部会分科会経費	
								食糧費	16,900
								4 審議会経費	
								委員報酬	347,000
								食糧費	5,100

（単位：円）

科目	予算現額 当初予算額	流用増減額	計	区分	金額	支出済額	不用額	説明
2 事務費	1,826,000	0	1,826,000			1,367,135	458,865	1 協議会事務局経費
1 事務費	1,826,000	0	1,826,000			1,367,135	458,865	共済費 16,457
1 事務費	1,826,000	0	1,826,000	4 共済費	20,000	16,457	3,543	臨時職員 956,935
				7 賃金	971,000	956,935	14,065	普通旅費 12,750
				9 旅費	236,000	12,750	223,250	特別旅費 0
				10 交際費	60,000	580	59,420	交際費 580
				11 需用費	227,000	151,933	75,067	消耗品等 66,621
				12 役務費	60,000	37,000	23,000	印刷費 85,312
				14 使用料及び賃借料	217,000	186,480	30,520	郵送料 37,000 賃借料 186,480
				19 負担金補助及び交付金	35,000	5,000	30,000	負担金 5,000 広域行政圏整備推進協議会負担金 5,000 全国広域行政圏事務局長会議負担金 0
3 活動費	20,000	0	20,000			0	20,000	1 要望等活動経費
1 活動費	20,000	0	20,000			0	20,000	需用費 0
1 活動費	20,000	0	20,000	11 需用費	20,000	0	20,000	
4 調査研究費	457,000	0	457,000			188,643	268,357	1 広域圏調査研究費
1 調査研究費	457,000	0	457,000			188,643	268,357	車輌借上料 0
1 調査研究費	457,000	0	457,000	12 役務費	129,000	62,643	66,357	2 西多摩ネットワーク事業費
				13 委託料	126,000	126,000	0	通信運搬費 62,643
				14 使用料及び賃借料	202,000	0	202,000	保守委託料 126,000
5 予備費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予備費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予備費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳出合計	2,877,000	0	2,877,000			1,939,078	937,922	

歳入歳出差引残額　１，０５３，９６５ 円　２５年度へ繰越

平成25年7月9日

西多摩地域広域行政圏協議会会長　　竹 内 俊 夫

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

（　歳　入　）　　（単位：円）

科　目	予算現額	収入済額	過不足額	区　分	金　額	説　明
1 分担金及び負担金	8,000,000	8,000,000	0			市町村負担額
1 負担金	8,000,000	8,000,000	0			青梅市 2,266,000
1 西多摩地域広域行政圏体育大会負担金	8,000,000	8,000,000	0	1 負担金	8,000,000	福生市 1,140,000 羽村市 1,106,000 あきる野市 1,454,000 瑞穂町 776,000 日の出町 535,000 檜原村 339,000 奥多摩町 384,000
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

（　歳　出　）　　（単位：円）

科　目	予算現額					支出済額	不用額	説　明
	当初予算額	流用増減額	計	区　分	金　額			
1 事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域広域行政圏体育大会開催事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域広域行政圏体育大会開催事業費	8,000,000		8,000,000	13委託料	8,000,000	8,000,000	0	西多摩地域広域行政圏体育大会開催委託料 8,000,000
歳出合計	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	

歳入歳出差引残額　　０円

平成25年7月9日

西多摩地域広域行政圏協議会会長　　竹 内 俊 夫

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

（　歳　入　）　　（単位：円）

科　目	予算現額	収入済額	過不足額	区　分	金　額	説　明
1分担金及び負担金	388,000	388,000	0			市町村負担額
1　負担金	388,000	388,000	0			青梅市 110,000
1西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業負担金	388,000	388,000	0	1負担金	388,000	福生市 55,000 羽村市 54,000 あきる野市 70,000 瑞穂町 38,000 日の出町 26,000 檜原村 16,000 奥多摩町 19,000
2　繰越金	7,000	7,758	758			
1繰越金	7,000	7,758	758			
1繰越金	7,000	7,758	758	1前年度繰越金	7,758	平成２３年度からの繰越金 7,758
歳入合計	395,000	395,758	758			

（　歳　出　）　　（単位：円）

科　目	予算現額					支出済額	不用額	説　明
	当初予算額	流用増減額	計	区　分	金　額			
1　事業費	395,000		395,000			388,762	6,238	
1西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	395,000		395,000			388,762	6,238	
1西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	395,000		395,000	11需用費	395,000	388,762	6,238	市町村立図書館広域利用周知用しおり印刷費 388,762
歳出合計	395,000		395,000			388,762	6,238	

歳入歳出差引残額　６，９９６円　　２５年度へ繰越

平成25年7月9日

西多摩地域広域行政圏協議会会長　　竹内俊夫

西多摩地域入込観光客数調査特別会計

（　歳　入　）　　（単位：円）

科　目	予算現額	収入済額	過不足額	区　分	金　額	説　明
1分担金及び負担金	9,300,000	9,261,000	△ 39,000			市町村負担額
1　負担金	9,300,000	9,261,000	△ 39,000			青梅市　2,987,419
1 西多摩地域入込観光客数調査負担金	9,300,000	9,261,000	△ 39,000	1負担金	9,261,000	福生市　298,742 羽村市　597,484 あきる野市　1,493,710 瑞穂町　298,742 日の出町　298,742 檜原村　1,194,968 奥多摩町　2,091,193
歳入合計	9,300,000	9,261,000	△ 39,000			

（　歳　出　）　　（単位：円）

科　目	予算現額					支出済額	不用額	説　明
	当初予算額	流用増減額	計	区　分	金　額			
1　事業費	9,300,000		9,300,000			9,261,000	39,000	
1　西多摩地域入込観光客数調査費	9,300,000		9,300,000			9,261,000	39,000	
1　西多摩地域入込観光客数調査費	9,300,000		9,300,000	13委託料	9,300,000	9,261,000	39,000	西多摩地域入込観光客数調査委託料 9,261,000
歳出合計	9,300,000		9,300,000			9,261,000	39,000	

歳入歳出差引残額　　０円

平成25年7月9日

西多摩地域広域行政圏協議会会長　　竹 内 俊 夫

８　実施計画事業に対する財源確保状況

（１）東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業

ア　共同事業

（単位：千円）

区　分		計画の策定および推進事務（調査研究費のみ対象）	西多摩地域広域行政圏体育大会	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	西多摩地域入込観光客数調査特別事業	合　計	交付金額
決算額		１８８	８，０００	３８８	９，２６１	１７，８３７	
決算額にもとづく負担金		１８８	８，０００	３８８	９，２５６	１７，８３２	１２，１０８
	青梅市	５３	２，２６６	１１０	２，９８７	５，４１６	３，６１３
	福生市	２７	１，１４０	５５	２９８	１，５２０	１，２１５
	羽村市	２６	１，１０６	５４	５９７	１，７８３	１，３３３
	あきる野市	３４	１，４５４	７０	１，４９３	３，０５１	２，１０６
	瑞穂町	１８	７７６	３８	２９８	１，１３０	８７５
	日の出町	１３	５３５	２６	２９８	８７２	６４９
	檜原村	８	３３９	１６	１，１９４	１，５５７	９１４
	奥多摩町	９	３８４	１９	２，０９１	２，５０３	１，４０３

※決算額にもとづく負担金額は、各市町村千円未満を切り捨てている関係で、決算額とは一致しない場合がある。

イ　個別事業

該当なし

付　属　資　料

○　西多摩地域広域行政圏協議会規約

第１章　総則

（目　的）

第１条　この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

（名　称）

第２条　この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

（協議会を設ける市町村）

第３条　協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

１　青梅市
２　福生市
３　羽村市
４　あきる野市
５　瑞穂町
６　日の出町
７　檜原村
８　奥多摩町

（担任事務）

第４条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

１　広域行政圏計画の策定に関すること。
２　広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
３　前２号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

（事務所）

第５条　協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第２章　組織

（組　織）

第６条　協議会は、会長及び委員７人をもって組織する。

２　会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
３　委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
４　会長の任期は、２年とする。
５　会長及び委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第７条　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（事務局及び職員）

第８条　協議会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

３　職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
４　職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第３章　会　　議

（会　議）
第９条　協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。
（会議の招集）
第 10 条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。
２　会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
３　会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第 11 条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
２　会長は、協議会の会議の議長となる。
３　協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
（幹事会等）
第 12 条 第４条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。
２　幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。
（審議会）
第 13 条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。
２　審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第４章　財　務

（経費の支弁の方法）
第 14 条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。
２　前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
３　関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

（歳入歳出予算）
第 15 条 協議会の予算は、前条第３項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。
２　会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
３　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
４　会長は、第２項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。
（予算の補正）
第 16 条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるとき

は、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

２　前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第４項の規定を準用する。

（出納および現金の保管）

第 17 条 協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（出納員）

第 18 条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（決算等）

第 19 条 会長は、毎会計年度終了後２か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

２　前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

（その他の財務に関する事項）

第 20 条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第５章　補　則

（事務処理の状況報告等）

第 21 条 協議会は、少なくとも１回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

（費用弁償等）

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

２　前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 23 条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（協議会の規程）

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、昭和５８年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第１５条第２項中「年度開始前に」とある

のは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附　則

この規約は、平成３年１１月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成７年９月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

（目　的）

第１条　この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第１３条第２項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名　称）

第２条　この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

（所掌事務）

第３条　審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

（組　織）

第４条　審議会は、委員２４人以内で組織する。

（委　員）

第５条　審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

（任　期）

第６条　審議会委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第７条　審議会に会長および副会長を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第８条　会議は、全体会議および代表者会議とする。

２　全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（報　酬）

第９条　委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

（経費の支弁）

第 10 条　審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

（庶　務）

第 11 条　審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

（雑　則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附　則

この規程は、昭和５８年７月１５日から施行する。

附　則

この規程は、平成４年１０月８日から施行する。

附　則

この規程は、平成６年８月５日から施行する。

附　則

この規程は、平成７年９月１日から施行する。

（平成６年８月５日第８条（会議）の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項）

１　会議は、原則として年２回定例的に開催し、１回は全体会議、１回は代表者会議とする。

２　代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。

３　全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

（目　的）

第１条　この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第 24 条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

（名　称）

第２条　この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

（所掌事務）

第３条　副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議

（２）協議会の目的達成のための調査、研究

（３）その他副市町村長会が必要と認めた事項

（組　織）

第４条　副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

２　会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

（事務局及び職員）

第５条　副市町村長会に事務局を置く。

２　事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。

３　職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

（会　議）

第６条　副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

２　副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。

３　副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

４　副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附　則

この規程は、昭和５８年７月１５日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

（目　的）

第１条　この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第１２条第２項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名　称）

第２条　この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

（所掌事務）

第３条　幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議

（２）協議会の目的達成のための調査、研究

（組　織）

第４条　幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

２　関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

（幹　事）

第５条　幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

（会　議）

第６条　幹事会は、協議会会長が招集する。

２　幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

３　幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

４　幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附　則

この規程は、昭和５８年７月１５日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

（目　的）

第１条　この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

（名　称）

第２条　この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

（部会の種類）

第３条　協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

（１）開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

（２）生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

（３）産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

（４）教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

（５）環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

（委員の選任）

第４条　部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

２　関係市町村長は、各部会ごとに１人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

３　関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（部会の組織）

第６条　部会に部会長および副会長をおく。

２　部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

３　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第７条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

２　委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

（部会の活動）

第８条　部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

２　部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

３　協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および助役会に出席しなければならない。

（分科会）

第９条　部会に分科会をおくことができる。

２　分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附　則

この規程は、平成４年２月１７日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年２月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

１　設　置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

２　所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

（１）西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

（２）広域的事業の推進に関すること。

３　部会および分科会

（１）委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

ア　部会に部会長および副部会長を置く。

イ　部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ　部会長は部会を代表し、会務を総理する。

エ　副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

ア　分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ　座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ　座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

４　会　議

（１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。

（２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

５　部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成５年７月１３日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

１　設　置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

２　所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

（１）西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

（２）広域的事業の推進に関すること。

３　部会および分科会

（１）委　員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

ア　部会に部会長および副部会長を置く。

イ　部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

ア　分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ　座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ　座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

４　会　議

（１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。

（２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

５　部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成６年７月２６日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

１　設　置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

２　所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

（１）西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

（２）広域的事業の推進に関すること。

３　部会および分科会

（１）委　員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

ア　部会に部会長および副部会長を置く。

イ　部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

ア　分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ　座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ　座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

４　会　議

（１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。

（２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

５　部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成６年２月４日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

１　設　置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

２　所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

（１）西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

（２）広域的事業の推進に関すること。

３　部会および分科会

（１）委　員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

ア　部会に部会長および副部会長を置く。

イ　部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

ア　分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ　座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ　座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

４　会　議

（１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。

（２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

５　部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成４年５月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

１　設　置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

２　所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

（１）西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。

（２）広域的事業の推進に関すること。

３　部会および分科会

（２）委　員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

ア　部会に部会長および副部会長を置く。

イ　部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。

ウ　部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

エ　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

ア　分科会ごとに座長および副座長を置く。

イ　座長および副座長は、委員の互選により決定する。

ウ　座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

４　会　議

（１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。

（２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

５　部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

○　西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（平成25年3月31日現在）

会　長	青梅市長	竹内　俊夫	
委　員	奥多摩町長	河村　文夫	（会長職務代理）
〃	羽村市長	並木　　心	（監事）
〃	福生市長	加藤　育男	
〃	あきる野市長	臼井　　孝	
〃	瑞穂町長	石塚　幸右衛門	
〃	日の出町長	橋本　聖二	
〃	檜原村長	坂本　義次	

○　西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（平成25年3月31日現在）

会　長	羽村市議会議員	瀧島　愛夫
副会長	檜原村議会議員	土屋　國武
委　員	青梅市議会議員	浜中　啓一
〃	〃	下田　盛俊
〃	〃	榎戸　直文
〃	福生市議会議員	田村　昌巳
〃	〃	青海　俊伯
〃	〃	清水　義朋
〃	羽村市議会議員	石居　尚郎
〃	〃	橋本　弘山
〃	あきる野市議会議員	町田　匡志
〃	〃	松原　敏雄
〃	〃	岡野　悦史
〃	瑞穂町議会議員	青山　　晋
〃	〃	髙水　永雄
〃	〃	近藤　　浩
〃	日の出町議会議員	加藤　光徳
〃	〃	大澤　言枝
〃	〃	星野　　茂
〃	檜原村議会議員	山嵜　源重
〃	〃	中村　賢次
〃	奥多摩町議会議員	清水　典子
〃	〃	須崎　　眞
〃	〃	師岡　伸公

○　西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（平成25年3月31日現在）

会　長	青梅市副市長	下田　掌久	
委　員	檜原村副村長	乙津　好男	（会長職務代理）
〃	福生市副市長	村山　利夫	
〃	羽村市副市長	北村　　健	
〃	あきる野市副市長	萩原　豊吉	
〃	瑞穂町副町長	杉浦　裕之	
〃	日の出町副町長	細渕　　清	
〃	奥多摩町副町長	加藤　一美	

○　西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿（平成25年3月31日現在）

幹　事	青梅市企画調整課長	小山　高義
〃	福生市企画財政部長	福島　秀男
〃	福生市企画調整課長	天野　幸次
〃	羽村市企画総務部長	桜沢　　修
〃	羽村市企画政策課長	橋本　　昌
〃	あきる野市企画政策部長	尾﨑　喜己
〃	あきる野市企画政策課長	田中　信行
〃	瑞穂町企画部長	鳥海　俊身
〃	瑞穂町企画課長	栗原　裕之
〃	日の出町副町長（企画財政課長事務取扱）	細渕　　清
〃	檜原村企画財政課長	久保嶋　光浩
〃	奥多摩町企画財政課長	若菜　伸一
事務局長	青梅市企画部長	岡田　芳典
事務局次長	――	岡山　敏文
事務局主任	――	大西　宏幸
事務局員	青梅市企画調整担当主査	関根　真吾
〃	福生市企画調整担当主査	中島　雅人
〃	羽村市企画政策担当主査	西尾　洋介
〃	あきる野市企画政策課担当主査	薄　　丈廣
〃	瑞穂町企画係長	高橋　幹夫
〃	日の出町企画財政課課長補佐企画係長事務取扱	岩﨑　　浩
〃	檜原村企画財政係長	坂本　雅人
〃	奥多摩町特命担当主幹兼企画調整係長	守屋　吉彦

平成２４年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会
〒198-8701
青梅市東青梅１丁目１１番地の１
青梅市役所企画部内
TEL　0428-22-1111(代表)
URL　http://www.nishitama-kouiki.jp/
E-mail　info@nishitama-kouiki.jp